

セーフティー積金 (交通事故傷害保険付き)

平成22年10月1日 現在適用中

1. 商品名	セーフティー積金 (交通事故傷害保険付き)
2. 販売対象	個人のお客さま
3. 契約期間	3年以上5年以下
4. 預入	
(1) 預入方法	契約期間中、定期的に掛金の払い込みを行います。
(2) 預入金額	毎月 10,000円以上1,000円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
6. 利息 (給付補填金)	
(1) 適用金利	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを、満期時まで適用します。
(2) 給付補填金支払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	給付補填金には以下のとおり20%の税金がかかります 源泉分離課税 (国税15%・地方税5%)
8. 手数料	不要です
9. 付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替によるご入金ができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは職員にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部までお申し出ください。 <月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～17:00 TEL0800-200-1152 (通信料は当金庫が負担いたします) TEL0577-32-2200> ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター (TEL03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター (TEL03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター (TEL03-3581-2249) をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記仲裁センター等または総務部までお申し出ください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰延べるかまたは約定年利回り (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延利息をいただきます。 ・この積金ご契約者を被保険者とした交通事故傷害保険 (保険料は当金庫が負担) に自動加入となります。 ・この定期積金の契約額と積立残高との差額が保険金として支払われます。 ・保険期間は、証書に記載された契約日の翌日の午前0時から満期日 (中途解約の場合は解約日) の午後4時までとなります。 ・払い込みが3回以上遅延した場合は、自動的に保険契約は解除になりますので特にご注意ください。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。